川西市補助金等の見直しに関する方針

補助金、団体事務局事務、減免(市税、施設使用料)、土地・建物の無償貸付等

令和 4 年 6 月 川西市

《目次》

1.1&001c	ı
2 . 見直しの対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)全ての補助金、補助金と同様の人的・経済的支援としての性格を有するもの・・・・・	1
(2) 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
団体事務局事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
減免(市税、施設使用料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
土地・建物の無償貸付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 . 補助金の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)補助金交付の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 交付の基準と補助金の性質別による分類区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
交付の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
補助金の性質別による分類区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)補助金の見直しの進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
団体運営補助を段階的に廃止し事業奨励補助へ移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4)定期的な見直しの仕組みを構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(5)公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

4 . 補助金と同様の人的・経済的支援としての性格を有するものの見直し・・・・・・・7	
(1)団体事務局事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
(2)市税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
(3)施設利用における使用料の減免・・・・・・・・・・・・・・・9	
(4) 土地・建物の無償貸付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	

1.はじめに

これまでの補助金改革

本市では、平成16年度から第一次補助金改革として、それまで曖昧になっていた補助目的や手続きについて、規則・要綱を策定することによって明確化を行い、支出根拠となった要綱や実績報告書等の根拠資料の公表を行った。

また、第二次補助金改革として平成 21 年度から統合型補助金の検討を開始するとともに、施設利用における使用料の減額、免除及び施設予約等の優先利用も潜在的な活動支援であると捉えるべきとして見直しを行った。

更に、第三次補助金改革として、平成 26 年度には公募型補助金(市民協働事業補助金) 統合型補助金(地域づくり一括交付金)の導入を行った。

新たに始動する補助金改革

令和元年、3 年度に行われた事業再検証において「各種団体やイベント等への補助事業については、全体的な効果検証が必要」、「目的や効果を含めた補助金のあり方を抜本的に見直すこと」、「一部の任意団体の事務局事務を市の職員が担っているものについては、市の支援の範囲を整理した上で抜本的に見直すこと」と行財政改革審議会から答申を受けた。

これまで補助金改革として様々な取組みを行ってきたが、時代の変化とともに本市を取り巻く 環境も変化しており、多様化する市民ニーズに対応していくためにも、全体的な効果検証の仕組 みを構築し抜本的な見直しを図ることが必要である。

また、補助金だけではなく減免や無償貸付、人的支援として実施している事務局事務について も、補助金と同様の性格を有するものであることから一体的に見直しを行う必要がある。

こうしたことから、「川西市補助金等の見直しに関する方針」を策定し、新たな補助金制度をスタートさせるため、本方針に基づいた補助金等の見直しを実施するものである。

2 . 見直しの対象とする範囲

(1)全ての補助金、補助金と同様の人的・経済的支援としての性格を有するもの

本方針においては、全ての補助金、補助金と同様の人的支援の性格を有する団体事務局事務、 経済的支援の性格を有する減免、土地・建物の無償貸付等(以下「補助金等」という。)を見直 しの対象とする。

(2)定義

補助金 …市が団体、個人に対して、公益上必要があると認めた場合に、行政目的を効果的かつ効率的に達成するための金銭給付で、具体的には、川西市補助金等交付規則第2条第1項に定めるもの

団体事務局事務 …市の職員が人的支援として団体の事務局事務を担っているもの

減免(市税、施設使用料)…法律及び条例で定める税額等の全部又は一部を免除するもので、本方針では、市税の減免、施設利用における使用料の減免を扱う。(市税の減免においては、負担能力の減少による減免は見直しの対象外)

土地・建物の無償貸付等 …市が保有する財産の貸付け等を、「行政財産使用料徴収条例」 及び「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき、行政財産又は普通財産の 減免・無償貸付を行っているもの(以下「無償貸付等」という。)

3.補助金の見直し

(1)補助金交付の基本的な考え方

補助金とは地方自治法第 232 条の 2 に基づき、公益上必要がある場合において補助をすることができると規定されている。したがって、公益上の必要性を確保するため、補助の目的や補助の効果を明確にすることが重要である。

近年では、制度改正によりNPO団体等の公益的活動を行う団体が設立され、公益的活動が 広がってきている。このような活動のうち、市の施策に合致した効果が見込まれるようなもの は、公益性が高い取組みとして補助の対象とするものである。

また、補助の対象となる公益的活動を行う団体には、財政基盤等が整っていることから、活動のための人員や資金等を団体自身によって調達しているものもあり、そのような団体が市の補助金を受けずに実施する公益性が高い取組みについては、高く評価されるべきである。

一方で、公益性が高い取組みを行うにあたって、一定の支援が必要となる場合には、市はその取組みに対して、補助金を交付して支援する役割を担うものである。

これらの考え方を基本とした上で、補助金を交付するにあたっては、公益性・公平性・透明性確保の観点から、一定のルールにしたがって適切に行っていく必要がある。

(2) 交付の基準と補助金の性質別による分類区分

交付の基準

これまでの補助金改革における交付基準に基づき、「公益性」・「公平性」・「透明性」の三つの観点から整理し、定めることとする。

< 公益性に関する基準 >

- ・補助は公益上必要がある場合において行うことができるものであり、公益性のある事業とは、法令等において位置づけられている社会福祉事業や公益目的事業などを参考に判断する必要がある。
- ・事業の成果は、特定個人に限定されずに広く市民に波及する必要がある。
- ・市の施策に合致した効果が見込まれる必要がある。

< 公平性に関する基準 >

- ・同じ条件の団体等を理由なく補助対象から除外しない。
- ・原則として、各補助金制度の終期を設定しなければならない。

<透明性に関する基準>

- ・補助金交付団体は、会計処理及び補助金の使途を明らかにする必要がある。
- ・補助事業の効果を検証することができる成果指標の設定を行い、効率性・有効性などについて評価し、公表する必要がある。

< 交付基準の運用に際しての留意点 >

- ・社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に規定するものであり、公益目的事業とは、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に基づく公益目的事業や特 定非営利活動促進法第2条第1項に基づく特定非営利活動などを指す。
- ・交際費、慶弔費、飲食費、慰労的な研修費、視察旅費、懇親会費等、その他社会通念上公金で賄うことが適切でないものは補助対象としないこと。
- ・国・県の補助事業ではなく市が単独で補助しているものなどについての補助率は、原則として補助対象経費の 1/2 とすること。なお、補助率を 10/10 とする必要があるものは、市が直接事業化できないかを検討すること。
- ・市は補助金の対象範囲を明確にした上で、補助金の上限を設定すること。
- ・補助の決定に際しては、団体の決算における繰越金、剰余金が補助金額を超えていないことなど、交付団体の財務状況も検討すること。
- ・市が出資又は出捐している団体への補助が、そうでない団体への補助と比較し、不当に優 遇されることがないようにすること。

補助金の性質別による分類区分

これまでの補助金改革における性質別による分類区分(以下「分類区分」という。)を現在の取扱いにあわせて一部変更し、区分「B」、「D」及び「E」を細分化する。また、区分ごとに補助の目的、見直し方法等を定めることとする。

区分		説明	補助の目的	指標設定(1)	サンセット方式 (終期の設定)(2)
Α		法律等で定められ、市としては義務的に取組む必要があるもの	事業奨励		
В	1	国・県の財政支援を受けているもの(実施方法が定められているもの)	事業奨励		
В	2	国・県の財政支援を受けているもの(実施方法が定められていないもの)	事業奨励	対象	対象
()	建設投資など年度を限定して臨時的に補助するもの	事業奨励		
	1	市が任意に、特定の団体等に補助しているもの	団体運営	事業奨励に移行後対象	事業奨励に移行後対象
D	1	要綱等に固有名詞が含まれているもの	事業奨励	対象	対象
	2	市が任意に、不特定の個人や団体等に補助しているもの	事業奨励	対象	対象
	3	市が団体の構成員となり、その他の構成員と協働(共催)で行う事業に対して補助しているもの	事業奨励		
	4	統合型補助金(地域づくり一括交付金)	団体運営/事業奨励		
E	1	外郭団体に対するもの(川西市社会福祉協議会、川西市文化・スポーツ振	団体運営		
	Ľ	興財団などへの人的支援分)	山州廷口		
-	2	外郭団体に対するもの(川西市社会福祉協議会、川西市文化・スポーツ排 	事業奨励	対象	対象
		興財団などへの事業支援分)			

- (1)指標設定の詳細は「(3)補助金の見直しの進め方 効果の検証」を参照
- (2)サンセット方式の詳細は「(4)定期的な見直しの仕組みを構築」を参照

(3)補助金の見直しの進め方

団体運営補助を段階的に廃止し事業奨励補助へ移行

団体運営補助は、補助基準や対象経費が曖昧になりがちで補助金の効果検証が困難となっていることや、団体等の自主自立運営を阻害している可能性がある。

また、団体を指定する補助については、特定の団体等に固定して補助しているということから、補助の公平性の観点から望ましくない状態である。

こうしたことから、団体等の維持や存続のためではなく具体的な取組みに対する補助を行い、より効果的で公平性のある補助金の交付を図っていくため、団体運営補助は原則廃止とする。

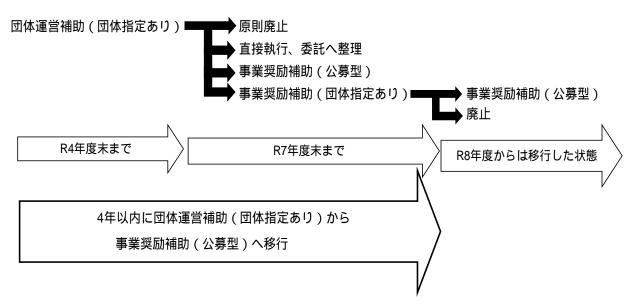
なお、本方針施行後の令和7年度末(見直し実施から4年後)までに団体運営補助を段階的に廃止し、事業奨励補助へ移行を図っていく。ただし、統合型補助金や外郭団体に対するものに関しては対象外とする。

ア 団体運営補助 …公益性のある団体等への経済的支援としての補助で、団体等の運営経費に補助金が充当されているもの

イ 事業奨励補助 …団体等が実施する具体的な取組みに対して補助するもの

<団体運営補助の見直しイメージ図>

見直しの対象となる補助金は、分類区分の表における区分「D1」・補助の目的「団体運営」 としているもの



・団体運営補助から事業奨励補助へ移行を検討する場合には、どのような取組みに対してど の程度の補助を行うことで市の課題やめざす姿に対して効果があるのかを検討し、政策形 成過程において意思決定を図ることとする。

効果の検証

補助金は、行政目的をもって交付されており、補助金の交付によってその目的がどこまで 達成されているのかといった効果を検証する必要がある。

したがって、補助金交付による効果を把握するためには、成果指標及び数値目標を適切に 設定することが必要であるとともに、補助金の交付を受ける団体等と共有することも重要で ある。

今後、設定した成果指標及び数値目標に基づいた効果の検証を毎年行い、達成状況の把握 及び評価を行うとともに、必要な改善を行っていくこととする。

効果の検証の対象とする補助金は、分類区分の表における区分が「B2」、「D2」及び「E2」とする。ただし、「D1」における団体運営補助については、事業奨励補助「D2」に移行した後に効果の検証を行う。

(4) 定期的な見直しの仕組みを構築

全ての補助金について不断の見直しを実施することとする。

その上で、補助金が時代や環境の変化に応じた適切なものとなっているのか、その必要性や効果を常に点検・評価するために、見直しの手法として、サンセット方式を導入する。

サンセット方式の対象とする補助金は、(3)補助金の見直しの進め方 効果の検証の対象と同様とする。

サンセット方式 …あらかじめ終期を設定し、終期の到来により当該補助金を廃止するもの

終期は、総合計画の基本計画見直し時期にあわせたものとするが、 短い終期の設定も可能とする

サンセット方式によって廃止となる補助金の継続については、効果の検証においてなお必要であると認められる場合のみ、対象者や補助率等を含めてゼロベースで検討し、必要があれば新たな補助制度として政策形成過程において意思決定を図ることとする。

(5) 公表について

補助金は、その透明性を確保することから補助金の支出額と交付要綱をホームページ等で公表している。

今後は、市民が効果の検証結果等を確認することができるようにあわせて公表することとする。

4.補助金と同様の人的・経済的支援としての性格を有するものの見直し

現在、公益的な活動に対する支援については、個々の団体の事務局事務を市が担う人的支援や、 各種減免制度の活用、土地建物の無償貸付など、多様な手法で活動を支援している。

一方で、これらの手法は、補助金の執行とは異なり、予算を伴わない形での支援となっていることから、議会の議決を得ずに行われているため、各団体等へどれだけの経済的支援を行っているかが不透明となっている。

したがって、支援が必要な場合は補助金として市の予算に計上するなど、透明性と民主主義的な統制を確保するべきである。

(1)団体事務局事務

<現状と課題>

- ・市内で活動を行う団体の中には、市との連絡調整や協働による各種事業の推進を円滑に行う ため、市の職員が人的支援として団体事務局事務を担っているものがある。
- ・一方で行政監査において、市の職員が補助金交付団体の団体事務局事務を担い、通帳・現金 の管理を行っていることなどのリスクについての指摘を受けている。
- ・また、他の地方公共団体での判例において、団体の事務局事務を市の職員が行うことは例外 的な場合に限られるものであり、地方公務員法に規定する職務専念義務に違反することのな いよう、諸般の事情を慎重に検討した上で、その適否を判断すべきであると指摘されている。
- ・市の職員が団体の会計事務などを行うことで想定されるリスクの軽減を図り、事故やマネジメントの責任の所在を明確にするとともに、法令順守の観点からも全体の整理・適正化を行う必要がある。

<見直しの方向性>

- ・市は団体事務局事務を担わないことを原則として見直しを実施する。ただし、国の法令等に より市が事務局を担うこととされているものについては、見直しの対象外とする。
- ・現在行っている業務を市の業務と団体固有の業務とに整理し、市と団体との連絡会議などは、 市の業務として実施するなど相互の事業推進に支障がないよう見直しを実施する。
- ・団体が直接事務局事務を行うことが困難な場合は、市以外の関係団体に協力依頼を行うこと や、民間事業者に委託を行うなどの方法が考えられるため、市は事務局事務の円滑な移行の ために必要な調整・支援を行う。
- ・実行委員会形式の団体は、市の事業執行の一手法であることから、市の業務として団体事務 局事務を行うことが可能である。ただし、その際は構成員ごとの役割分担や権限・責任の所 在を明確にし、市は適切な役割の範囲で関与することとする。

- ・令和4年度中に事務を整理した上で、団体への引継ぎや団体の規約等の改正を行い、令和5年4月1日から見直しを適用する。
- ・やむを得ない事情により、引継ぎに期間を要する場合は、令和5年度末までの間に引継ぎを 完了することとする。

(2)市税の減免

<現状と課題>

- ・市税の減免については、川西市税条例に定めるほか、施行規則等においてその詳細が定められているが、令和2年4月1日に施行された川西市財政健全化条例第8条において、別に定める基準に基づき、随時見直しを行うこととされている。
- ・また、市税の減免の実施については、租税負担の公平性の観点から、担税力の大きさに応じてすべきものであることから、原則として徴収猶予や納期限の延長等によってもなお、納税が困難であるなど客観的にみて納税義務者の担税力が著しく減少している場合に行うべきである。
- ・現在行っている減免について、規定の整理が十分ではないため、法令等で定めのあるもの、 低所得者等の負担能力がないものへの減免を原則とし、減免のあり方について検討を進めて いく必要がある。

- ・令和4年度中に財政健全化条例に基づく基準を作成し、公表する。
- ・令和5年度以降は、作成した基準に沿った具体的な見直しを進める。

(3)施設利用における使用料の減免

<現状と課題>

- ・施設使用料の減免については、「川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する 基準」(以下「使用料等の見直し基準」という。)において、「減免は、障がい者等への配慮を はじめ、福祉・地域住民団体等の活動の支援、社会参加の促進等の観点から、一定の効果を 上げているものの、減免に相当する負担は、公費で補うことから、受益と負担の公平性を確 保する観点から、特例的な措置として適用を限定するものである。」としている。
- ・また、「減免は利用団体への経済的支援という意味において、団体への補助金と同様の性格を 有することから、補助金の見直しを行う際にあわせて見直さなければならない。」としている ことから、本方針において取り扱うものとする。
- ・現在行っている減免について、規定の整理が十分ではないため、使用料等の見直し基準のと おり、障がい者が使用する場合の減免を原則とし、減免のあり方について検討を進めていく 必要がある。

- ・令和4年度中に基準を作成し、公表する。
- ・令和5年度以降は、作成した基準に沿った具体的な見直しを進める。

(4)土地・建物の無償貸付等

<現状と課題>

- ・市が保有する財産の貸付け等については、「行政財産使用料徴収条例」及び「財産の交換、譲 与、無償貸付等に関する条例」のほか、個別の条例等によりその取扱いが定められている。
- ・現在は、無償貸付等を行うことができる対象として、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」と規定している。
- ・しかし、補助金と同様の性格を有するものとして公平公正に制度を運用していくためには、「公共団体又は公共的団体」がどのような団体で、「公共用又は公益事業」がどのような事業であるのかを明らかにしておく必要がある。
- ・公共用又は公益事業について明らかにするため、「行政財産使用料徴収条例」及び「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」で規定している内容については、貸付けの対象となる 使用目的、対象者、期間の明確化に向けた検討を進めていく必要がある。
- ・条例で規定のないものについては、これまでどおり議会の議決を得る。

- ・令和4年度中に基準を作成し、公表する。
- ・令和5年度以降は、作成した基準に沿った具体的な見直しを進める。